

脱炭素化支援施策調査検討委託 業務説明書

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 委託業務名

脱炭素化支援施策調査検討委託

2 業務目的

横浜市では、「横浜市脱炭素化社会の形成の推進に関する条例」を踏まえ、新たな 2030 年度温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

本事業では、本市中小企業における温室効果ガス排出量等のデータの分析により、温室効果ガス削減効果が高い業種や規模などを明らかにし、効果的な脱炭素化支援施策の展開につなげることを目的とする。

3 履行場所

主に横浜市内とする。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日(金)までとする。

なお、調査結果に基づく脱炭素化支援施策を令和 8 年度事業計画へ反映させるため、令和 7 年 8 月を目途に中間報告を実施することとする。

5 業務内容

(1) 市内中小企業の温室効果ガス排出量の調査

本市産業構造（※ 1）に基づき、市内中小企業の「業種」、「規模」ごとの温室効果ガス排出量に関する調査を実施すること。

なお、受託者が保有する市内中小企業の温室効果ガス排出量に関するデータを利用する場合には、委託者に相談のうえ、活用できることとする。

※ 1) 「データでみる横浜経済」を参照

(2) 調査結果の集計と分析

(1) で調査した結果を集計してレポートにまとめるとともに、温室効果ガス排出量が多い業種や企業規模など、排出量の削減が進んでいる業種などについて分析を行うこと。

(3) 分析結果に基づく排出量削減施策の提案

分析結果を基に、より効果的な排出量削減の方法を提案し、令和 8 年度の脱炭素化支援施策に対する提案を行うこと。

6 本事業の目標

本事業の目標は、市内中小企業の温室効果ガス排出量状況について詳細に把握し、より効果的な脱炭素化支援施策の提案を行うことにより、更なる中小企業の脱炭素化を促進することである。

ただし、目標の達成の可否は、本事業の履行の評価には連動しない。

7 成果物

(1) 提出物

- ・ 報告書（紙に印刷し、簡易製本等したもの）… 1 式
- ・ 報告書（pdf 等の電子データを DVD ディスク等に記録したもの）… 1 式
- ・ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）… 1 式

(2) 記載事項

報告書には、必要事項を委託者と協議のうえ、事業実績等をまとめること。

(3) その他

上記のほか、横浜市が必要と認める場合には、運營業務の状況報告等の求めに応じること。

※なお、調査結果に基づく脱炭素化支援施策を令和 8 年度事業計画へ反映させるため、委託者が指定する成果物（中小企業の温室効果ガス排出量データ及び、施策の方向性につながる簡易的な提案）に関しては、令和 7 年 8 月を目途に中間報告を実施することとする。

8 条件・その他の仕様など

(1) 参考見積書の内訳

業務価格を上限 1,000 万円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

ただし、本事業は、横浜市の令和 7 年度一般会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。

(2) その他の仕様

ア ミーティングの実施

(ア) 履行期間中、横浜市と受託者のミーティングを必要に応じて開催することとする。受託者は委託者と調整の上、議題の整理、日程調整、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行うこと。

(イ) 議題に応じて、連携・協業先等の参加が必要な場合は、受託者が参加者の調整を行うこと。

(ウ) ミーティングの際に、受託者は、業務報告書（目標に対する進捗状況の報告、履行結果に対する分析、今後の対応等を A 4 版 1～2 枚程度で作成）を委託者へ提出すること。

9 守秘義務及び個人情報の保護等

(1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって自ら利用または他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、次の点を遵守する。

ア 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等

の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。

イ 委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。

- (3) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、不当に、第三者より利益の供与を受け、又は利益の供与を求めてはならない。また、受託者は、第三者に対し、不当に、利益・便宜を供与してはならない。

10 知的財産権の取扱い等

- (1) 本事業の成果物（7の成果物）、本事業によって得られた情報や作成物（本事業の実施に伴いウェブサイトやSNSに掲載したコンテンツを含む）に係る知的財産権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む。）は横浜市に帰属するものとし、受託者は横浜市に対して著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) 著作者が受託者以外の第三者である場合は、今後委託者及び受託者に対して著作権人格権が行使されないよう措置すること。
- (3) 受託者は、本事業の委託費を財産の取得にあたる経費に用いてはならない。

11 実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後15日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。あわせて、本事業に従事する者の構成（責任者を明記）及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。
- (2) 実施にあたっては、脱炭素化及び企業経営に関する知見を有する人材、分析やコンサルティングの実績やノウハウを有する人材を配置すること。

12 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

13 委託料の支払い

委託料は、受託者が成果物、業務報告書及び委託完了届出書を提出後、委託者が検査確認した後支払うものとする。

14 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、詳細に仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

15 その他

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則、「脱炭素化支援調査検討委託」契約によるほか、当該契約書中の仕様書に基づき実施すること。
- (2) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておかねばならない。

- (3) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、横浜市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 当該契約書中の仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、委託者と協議して定めること。
- (6) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (7) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。
- (8) 受託者は、公共事業の受託者として、特定の事業者・団体等に偏ることなく、中立・公正な立場から本業務の履行にあたること。
- (9) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。